

ソフトウェアの侵害状況とACCSによる対策

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 侵害対策機構 マネージャ 伊東 英昭 令和4年(2022年)11月21日







ゲームソフトの侵害状況と対策







1.レトロゲームの海賊版販売

- ❷製造元
 - ◆国外(中国等)
- ●侵害コンテンツ
 - ◆「ファミコン」や「アーケードゲーム」等のいわゆるレトロ ゲーム
- ❷形状
 - ◆コンシューマーゲームに模倣したハード機器等に複製
- ❷提供場所
 - ◆ショッピングサイト、インターネットオークションサイト、 フリーマーケットアプリ







1.レトロゲームの海賊版販売

- ●対策(集中的な削除対応)
 - ◆概要
 - -大手ショッピングサイトでの出品を対象
 - -2021年5月から9月、2022年3月から8月の2回実施
 - -2回合計延べ865商品を削除
 - ◆削除対象についての推定被害額
 - -28億円相当(内蔵タイトル総数約559万/1タイトル500円 で算出)
 - ◆結果
 - 「目立つ出品」は一定程度減少
 - —再出品や「わかりにくい出品」も増加(今後対応を検討)







2. 違法アップロード

- ●アップロード先
 - ◆国外のサイバーロッカー
- ●侵害コンテンツ
 - ◆「最新ゲーム」を含むゲームソフト
- ❷提供場所
 - ◆国外のサーバに設置された「リーチサイト」
 - ◆ファイル共有ソフト(BitTorrent等)
- ∅対策
 - ◆削除要請等を実施







3.セーブデータの改造

❷概要

- ◆ゲームのセーブデータに施された技術的(利用制限/制限手段)を回避して改造
- ◆改造そのものというよりは、改造を代行するサービスの提供、改造ツールの提供の問題

❷対策

- ◆国内の改造代行サービス業者を複数摘発
- ◆国内の改造ツール販売業者は摘発済み
- ◆国外の改造ツールの販売、SaaS提供は続けられている







ビジネスソフトの侵害状況と対策







1.海賊版販売

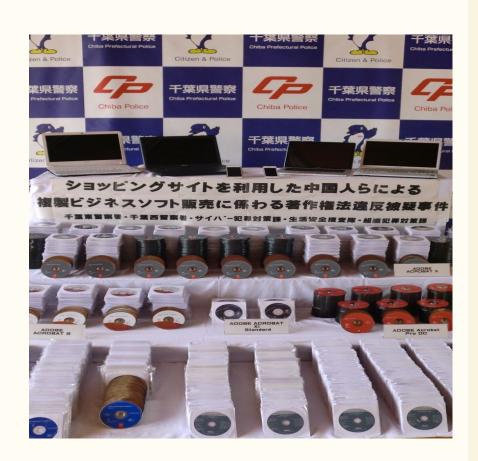
- ❷製造元
 - ◆国外(アプリケーションソフト)
 - ◆国内(OS)
- ❷形状
 - ◆アプリケーションソフトは非常に精巧な海賊版ディスク
 - ◆OSはUSBやDVD-R等わかりやすいもの
- ❷提供場所
 - ◆インターネットオークションサイト、フリーマーケットアプリー
- ❷対策
 - ◆事業者への削除要請(「CIPP」※における情報共有)
 - ※インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会







1.(参考) 千葉県警での摘発事例









2. 違法アップロード

- ●アップロード先
 - ◆国外に設置されたWebサイト、サイバーロッカー
- ❷提供方法
 - ◆ショッピングサイト等で蔵置先のURLとビジネスソフトの使用に必要な指令符号等を販売
- ∅対策
 - ◆削除要請等を実施
 - ◆利用金融機関の口座凍結を要請・実施







3.指令符号やアカウントの不正流通

∅概要

- ◆ビジネスソフトの使用に必要なプロダクトキー等の 指令符号やアカウントの不正な販売
- ◆ソフトウェア自体はソフトウェアメーカーが提供する正規URLからのダウンロードを促すものが多い

❷提供場所

◆インターネットオークションサイト、フリーマーケット アプリ、Webサイト







3.アカウントの不正流通

●集中的な削除対応

- ◆概要
 - -大手インターネットオークションでの出品を対象
 - -2022年1月及び同年4月
 - -143出品を削除
- ◆結果と課題
 - -オークションでの「アカウント出品」は一定程度減少
 - ―ショッピングサイトへの移行がみられる
 - 不正アカウント認証済の中古PC販売への対応







ACCSの侵害対策







侵害防止のため基本方針(対策活動)

STEP1 (防犯的対応)

- 実態調査(データ収集)
- 削除要請
- 通知書・注意喚起文送付

STEP2 (警察対応)

• 警察による捜査活動への 支援・協力

STEP3

(啓発・教育的対応)

- 警察大学校、各都道府県 警察学校での講演
- 情報安全教育セミナー
- ・ 犯罪防止キャンペーン







対策活動における課題(国外関与の場合)①







対策活動における課題(国外関与の場合)②

愛侵害行為者へ直接的な権利行使を行おうにも、権利者では特定できない場合が多く、仮に特定できた場合でも、現地における権利行使を行うには時間とコストが相当にかかるためハードルが高い。



侵害抑制のための対策が困難







政府及び関係省庁に期待すること







侵害対策支援を行う実務者としての雑感

♥対策手法を情報共有できる仕組みの構築

→著作権法のみならず関連法(商標法や不正競争防止法)による対策の手法・実施結果を関係者が情報共有できれば、コンテンツ全般で対策強化に資するのではないか。

→悪質なサイト等について各国間で情報共有できれば、国外での対策実施がスムーズ になるのではないか(諸外国に対する問題意識の醸成に資するのではないか)。

●国外捜査当局に対する侵害行為者摘発の積極的な働きかけ

→国内における法的手続等により国外の侵害(疑義)行為者が判明した場合、国外の 捜査当局に働きかけを行い、その摘発につながれば侵害抑止に資するのではないか。

❷著作権等の知的財産権に係わる啓発

→国外においても、著作権や関係法令に関する啓発活動を広く促進することで、侵害抑止に資するのではないか。





ご静聴ありがとうございました



一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

電話:03-5976-5175

Webサイト: http://www2.accsjp.or.jp

スマホサイト: http://www2.accsjp.or.jp/sp/







